

広島県無形文化財の指定の解除について

〔 令和 3 年 5 月 19 日 〕
〔 文 化 財 課 〕

1 概要

広島県教育委員会は、令和3年4月21日、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第24条第7項の規定により広島県無形文化財の指定を解除した。

広島県無形文化財である三次人形の製作技術の指定を解除する。

2 広島県無形文化財の指定の解除について

（ 種 別 ） 広島県無形文化財

（ 名 称 ） 三次人形の製作技術

（ 保 持 者 ） まるもと たかし
丸本 堯

（ 指定年月日 ） 平成18年4月17日

（ 解除理由 ） 令和3年3月14日に保持者が死亡したため

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和3年4月21日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
小計		26				26
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建造物	45	102
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
小計		201	小計		318	519
重要無形文化財		0	無形文化財		2 (-1)	2 (-1)
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
		名勝天然記念物	1	1		
小計		51	小計		248	299
重要伝統的建造物群		3				3
合計		292	合計		640	932
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				290
		登録有形民俗文化財				1
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回指定解除を決定した文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回指定解除をした後のものである。()は変更件数。